

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	齋藤 駿介
論文題目	戦前期から戦後復興期の仙台に関する都市史的研究 —都市計画の展開と広域都市地域の形成をめぐって—		
(論文内容の要旨)			
<p>本研究は戦前期から戦後復興期までの仙台を対象として、都市計画と市域拡張、広域での都市構想において目指された都市像を検討するとともに、その実現をめぐる地域社会の動向、事業実施の実態を解明することで、近代における仙台の都市空間形成の特徴を考察するものである。近代の都市計画、都市域の展開を扱う既往研究は、東京、大阪、京都をはじめとする六大都市について専ら進められてきたのに対し、本研究では地方都市における状況を解明することで、近代都市についての理解を深めることが目指される。</p> <p>序章では、先行研究の整理と問題の所在の確認を行った上で、本研究の4つの課題が示される。第1に、都市計画の展開を計画と実態の両面から明らかにし、諸事業の相互関係を把握すること。第2に、各時期に構想された都市像の内容とその変遷を解明すること。第3に、周辺町村を含む広域での都市域の形成が志向されるなかで、都市計画と市域拡張の関係を考察すること。第4に、中央政府による政策立案の過程と内容、全国的な展開を把握した上で、仙台を全国的な視座から位置付けること、の4点である。</p> <p>第1章では、全国の都市の動向を検討し、都市計画と市域拡張との関係は、1920年代における法定都市計画導入に伴う周辺町村への市域拡張と、1930年代中頃～40年代はじめの戦時体制構築に伴う市域拡張、の2類型に大別できることを分析している。その上で仙台は両時期に市域拡張を経験した都市であることが確認される。</p> <p>第2章では、1920年代の仙台における法定都市計画の導入と展開、それに伴い実施された市域拡張の過程を解明し、両者の関係を考察している。仙台では都市計画法適用以前からの課題を継承する形で、周辺町村の市街化・工業化による「大仙台」建設を目的とする法定都市計画が立案され、並行して市域拡張が3次にわたって実施されたことが明らかにされる。加えて、事業化にあたっては新旧市域の連絡が最優先とされたことから、「大仙台」建設への期待が高まり、周辺町村の強い請願によって市域拡張が実現された事実が指摘される。</p> <p>第3章では、昭和初期の風致地区指定の経緯とその意味が考察される。都市計画の目的として工業化があげられる一方で、市西部・北部の丘陵地帯は風致地区として保護することで、将来的な公園、郊外住宅地としての展開が構想されていたことが明らかにされる。</p> <p>第4章では、「大仙台」建設に関連して策定された仙塩地方開発総合計画（以下、仙塩計画）の立案過程と計画内容を解明し、その影響を分析している。仙塩計画は産業基盤整備と工業都市建設を一体化させた壮大な地域開発計画で、事業化は限定的であったもの</p>			

の、本計画の策定によって法定都市計画が軍需工場建設のための事業に特化されるなど、仙台の都市計画の方向性を決定するものとなったことが指摘される。

第5章では、仙塩計画実現の第一歩として考えられた仙塩大合併論の展開とその顛末を明らかにしている。仙塩計画、仙塩大合併は事業化の段階になると予算不足に直面し、塩竈港整備を棚上げにしたまま、宮城県・仙台市は強権的にこれを推し進めようとした。これに反発した塩竈町は単独市制施行に踏み切り、結果的に仙台市は隣接5村のみを合併して第4次市域拡張を実施せざるをえず、仙塩大合併、さらには仙塩計画の実現は事実上頓挫したことが明らかにされる。

第6章では、第7、8章の前提として、戦時期の国による建物疎開の政策立案と事業対象都市の変遷、事業施行の実態を解明している。

第7章では、1945年6月から3次にわたって実施された仙台の建物疎開の詳細を解明し、防空都市計画ほか先行する諸計画との関係を考察している。仙台では建物疎開のすべての過程を県市が担い、国の直接的な関与はなかったこと、また、疎開区域指定は先行する都市計画や防空都市施設整備計画における街路プランと複数個所で一致することが指摘される。

第8章では、戦災復興都市計画の立案過程と計画内容、建物疎開跡地処理について解明している。戦災復興都市計画では、戦前の都市計画が街路プランほかで継承されるとともに、中心市街地では、新たに公園と並木道が一体となったパーク・システムの構築などが目指されたことが明らかにされる。

終章では、本研究の成果を踏まえ、序章で提示した4つの課題に対する成果を整理している。そこでは近代における仙台の都市空間形成においては、一貫して工業都市「大仙台」建設への強い意思が存在したことが強調される。また、策定された諸計画は必ずしも実現を想定したものではなく、「大仙台」建設という目標を共有する役割を果たすものとして重要であったと締めくくられる。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本研究は、仙台における戦前期から戦後復興期までの都市計画および市域拡張による都市域の形成過程を構想と実態の両面から解明するものである。当該時期の都市計画、都市域をめぐる既往研究は、東京、大阪、京都をはじめとする六大都市については多くの蓄積があるものの、地方都市を対象とした研究は限られた時期、あるいは限られた事象についての断片的な成果にとどまっている。こうした都市計画史・都市史研究の現状に対し、本研究では仙台を対象とし、かつ戦前期、戦時期、戦後復興期の事情の異なる時代を通史的に検討することで、近代日本の地方都市における都市空間形成の実態とその性格を解明することが目指される。

第1章では、全国的な都市計画、市域拡張の動向における仙台の位置づけが考察される。市制施行と市域拡張の実施都市数は、1920年代の法定都市計画の導入期、1930年代中頃～40年代はじめの戦時体制構築期の2つの時期に増加したが、その両時期に市域拡張を実施したことが仙台の特徴であるとの指摘は新しい。

第2章では、法定都市計画の導入にあたって仙台では、工業化を念頭に周辺町村を取り込んだ「大仙台」建設が目指されたことが、計画内容、3次にわたる市域拡張の経緯を詳細に分析することで解明される。周辺町村との利害関係の調整、財政的な問題による事業化の限界など、構想と実態には大きな隔たりがあったことが地方都市の現実であったとの指摘は重要である。

第3章では、工業化を目指す一方で、市の北部、西部の丘陵地を風致地区に指定することで、この地域の公園化、住宅地化が目論まれたことが明らかにされる。風致地区指定の分析は、「杜の都」仙台の都市像の布石となるものとして注目される。

第4章では、「大仙台」建設と連動するものとして作成された仙塩地方開発総合計画が紹介され、その立案過程と計画内容、法定都市計画への影響が考察される。仙塩計画が当時の設計技術を駆使した完成度の高い地域開発計画であったことを指摘した上で、同計画は事業化を意図したものではなく、仙台市民や周辺町村民に「大仙台」構想を共有させる役割を担ったと分析する。人々に共有される都市像こそが地方都市の都市計画の推進において重視されたとの指摘は秀逸である。

第5章では、仙塩計画の盛り上がりのなかで議論が進む市町村合併の展開とその顛末が明らかにされる。都市計画、仙塩計画の事業化が進捗しないにもかかわらず、強権的に合併を押し進めようとした県市に対し、塩竈町は単独市制を施行し、仙台市の第4次市域拡張は最終的に隣接5村のみにとどまった。「大仙台」建設の理想と現実が乖離していく過程を、地元町村と県市との遣り取りを通して描き出した本章は、民衆史としての臨場感と説得力をもち、本研究のクライマックスとなっている。

第6章では、米国戦略爆撃調査団文書に残された新発見の資料をもとに、戦時期の建物疎開について国の政策立案の過程と全国の都市における施行実態が解明される。

これまで不明であった建物疎開の事実関係の全体像と詳細を解明したことは、本研究の重要な成果のひとつである。

第7章では、仙台の建物疎開について、その準備状況から施行の過程、実施内容が明らかにされる。内務省が基本方針策定を主導した東京や名古屋ほかの大都市に対し、仙台ではすべての過程が縣市によって行われたこと、また、建物疎開の区域指定は先行する都市計画を意識しつつ決定されたことが指摘される。これらの指摘は、地方都市における建物疎開の実情を示すものとして注目される。

第8章では、戦災復興都市計画事業をめぐる中央省庁の方針と仙台における計画策定、実施の過程が解明される。戦前都市計画街路プランを意識して実施された建物疎開は、戦後の跡地処理においても戦前都市計画が継承され、跡地の街路への転用が決定されたことが確認される。一部は事業化が見送られたものの、戦前、戦中、戦後の都市計画の連続性が指摘されたことは重要である。

以上のように本研究は、研究が遅れている地方都市について、戦前から戦後復興期までの都市計画の展開、市域拡張の経緯、都市空間形成の過程を通史的かつ詳細に明らかにしたものとして高く評価できる。これまで計画と事業が一連の流れとして捉えられてきた近代都市をめぐる諸計画は、地方都市においては必ずしも事業化を約束するものではなく、目指す都市像を人々に共有させる役割を担っていたとの指摘は、近代都市研究に新たな視角をもたらすものといえてよい。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和6年1月7日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降